

職業安定分科会(第 227 回)	資料1－1
令和8年9月 25 日	

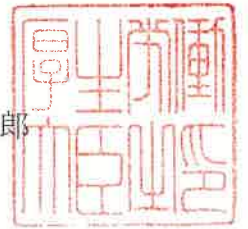
雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱

厚生労働省発職 0925 第 5 号
令和 8 年 9 月 25 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

1 人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）制度の改正

（１）支給対象となる事業主が実施すべき就労環境の整備を、次のイ及びロに掲げる措置とする。

イ 外国人労働者を雇用する事業所ごとに、雇用労務責任者を選任したこと及び当該雇用労務責任者が外国人労働者からの苦情又は相談に応ずることについて、事業所への掲示等により周知を行うこと。

ロ 労働協約、就業規則その他の職業安定局長が定める文書について、その雇用する外国人労働者の母国語その他の当該外国人労働者が使用する言語又は平易な日本語を用いて記載すること等。

（２）支給額について、（１）の措置を実施し、かつ、その雇用する外国人労働者に適用した事業主にあつては二十万円とし、これに加えて、労働協約又は就業規則に定めるところにより、外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇（年次有給休暇として与えられるものを除く。）を取得させるための措置を実施し、かつ、その雇用する外国人労働者に適用した事業主にあつては二十五万円とする。

（３）職業安定局長が定める証明書を提出した事業主の外国人労働者の離職率に係る要件を適用しないこととする規定を削除するとともに、当該離職率の算定期間を、就労環境整備計画の期間の末日の翌日から起算して六箇月を経過する日までの期間とする。

2 施行期日等

（１）この省令は、令和八年十月一日から施行する。（附則第一項関係）

（２）この省令の施行の日に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）